

札幌市会計年度任用職員（東区内まちづくりセンター支援員）募集要項

職名（職種）	札幌市会計年度任用職員（まちづくりセンター支援員）
採用予定人数	8名程度
職務内容	まちづくりセンター所長の指示に基づき、次の各号に掲げる職務の補助を担当する。 (1) 地区住民組織の振興及び住民組織等のネットワーク化支援に関すること (2) 地区住民福祉活動の支援に関すること (3) まちづくりセンター・地区会館の管理に関すること (4) 市民集会施設建設に係る相談及び要望等の収集に関すること (5) 戸籍及び住民記録業務等の事務の取次ぎに関すること (6) 地区に係る要望等の収集に関すること (7) 地区のまちづくりに関する施策等の企画及び推進に係る調整に関すること (8) 地域情報の交流及び市政情報の提供に関すること (9) 市、区及び住民組織との連絡調整に関すること (10) その他、まちづくりセンター所長が必要と認めたこと
応募資格	地方公務員法第16条に規定される下記のいずれにも該当しない方 ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・ 札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
選考方法	(1)一次選考： 書類選考 (2)二次選考： パソコン実技（表・文書作成等）及び面接 ※一次選考合格者のみ二次選考を実施します。
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※採用後、1か月間は条件付採用期間となります。 ※任用期間満了後、引き続き任用の必要があり、かつ、勤務成績が良好な場合は、再度任用することがあります。（1年度単位、最長で令和11年3月末まで）
勤務場所	札幌市東区内のまちづくりセンター（※勤務地を指定しての申込みはできません。） ・ 鉄東まちづくりセンター（北9条東5丁目） ・ 北光まちづくりセンター（北18条東5丁目） ・ 北栄まちづくりセンター（北25条東7丁目） ・ 栄西まちづくりセンター（北39条東4丁目） ・ 伏古本町まちづくりセンター（伏古3条3丁目） ・ 丘珠まちづくりセンター（丘珠町183-2） ・ 札幌苗まちづくりセンター（東苗穂7条2丁目） ・ 苗穂東まちづくりセンター（苗穂町3丁目）
勤務所属	札幌市東区市民部

勤務日・時間	・勤務日：1週間当たり5日（月曜日～金曜日） ・休日：日曜日・土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日 ・勤務時間：週30時間 ※月曜日から金曜日の8時45分から15時30分まで又は10時30分から17時15分までの1日当たり6時間勤務（休憩45分）を基本としますが、その他この勤務時間によらない場合があります。 ※業務の都合により時間外勤務を命ずる場合があります。
給与	月額170,156円（地域手当を含む） ※上記の金額は令和7年10月時点のものですが、給与改定等により採用時に変更されることがあります。 ※令和7年度から引き続いて同一職種で任用する場合は、調整を行うことがあります。
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等（支給要件有）
休暇	年次休暇（任用当初から付与、原則10日）、特別休暇（夏季休暇等）、その他各種休暇・休業制度有（取得要件有）
社会保険	札幌市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険適用
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等） ※営利企業への従事等の制限は不適用であり兼業が可能です。
スケジュール 応募方法	・応募受付期間：令和7年10月17日（金）～令和7年10月31日（金） ・実技及び面接日程：令和7年11月中旬 ・合否決定時期：令和7年12月上旬 ・応募方法：上記の受付期間までに所定の申込書（市販の履歴書不可）に必要事項を記入し、下記まで持参又は郵送 ※職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。 ※持参の場合は、8時45分～17時15分（土・日・祝日を除く） ※郵送の場合は、受付期間最終日まで必着 ※提出いただいた書類は選考結果に関わらず返却いたしませんので、予めご了承ください。 ※合否に関するお電話等でのお問合せにはお答えできませんので、予めご了承ください。 【申込書送付先（募集者）】 〒065-8612 札幌市東区北11条東7丁目 札幌市東区市民部地域振興課 宛 ※封筒の表に「会計年度任用職員申込書在中」と朱書き
個人情報の 取扱い	申込書等に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考及び任用に関する事務以外の目的には利用いたしません。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。